

一鷹栖町の印鑑登録の手引き一

あなたの大切な印鑑を正しく登録するために

- ◎ 印鑑登録証明書は、鷹栖町に登録された個人の印鑑(実印)を証明するものです。実印とは、「本人であることの証明」になります。
- ◎ 印鑑登録証明は、種々の手続きや法律行為に用いられ、資産の処分や融資の手続きには欠かせないほど、大変重要な役割を果たします。
- ◎ 鷹栖町では、印鑑登録申請の取扱いをより慎重に行っていますので、登録された方ご自身も登録した印鑑(実印)の保管には十分なご注意をお願いいたします。

印鑑登録できる資格要件とは

【登録できる人】

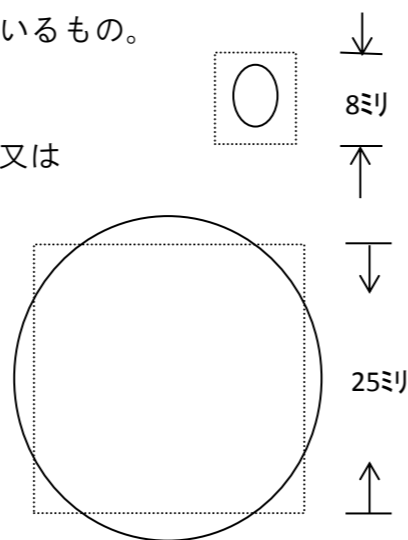
- ① 現在、鷹栖町の住民（鷹栖町住民基本台帳に記録されている者）であること。
- ② 15歳以上の者であること。
(注) 成年被後見人ではないこと。

【登録できる印鑑は1人1個】

- ① 1人で2個以上の印鑑は登録できません。（二重登録禁止）
- ② 1個の印鑑を2人以上の者が重複して登録できません。（重複登録禁止）

【登録できない印鑑】

- ① 職業、資格、肩書きその他の氏名以外の事項を表しているもの。
- ② ゴムなどの変形しやすい材質のもの。
- ③ 印影の大きさが一辺の長さ8ミリの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリの正方形の収まらないもの。
- ④ 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの。
- ⑤ 縁のないもの。
- ⑥ 印鑑の外枠が1/4以上欠けているもの。



【登録をする場所】

役場1階町民課お客さま窓口係

《月～金曜日（8：30～17：15）※祝日を除く》

◇印鑑登録証明書の請求方法◇

- ◎ 鷹栖町では『印鑑登録カード』の発行はしていません。印鑑証明書の請求をするときは、必ず登録印鑑を役場窓口までお持ちください。

注) 登録印鑑を持参しない場合は、印鑑登録証明書の交付はできません！
また、代理人に依頼される時も必ず登録印鑑を持参してください。

1枚 300円

◆登録印鑑を紛失した場合 変更したい場合は…◆

- ◎ 登録した印鑑が欠けたり、紛失した場合や変更したい場合は、今までの登録を廃止した後、再度印鑑登録手続きを行っていただきます。

～ 次の場合は、印鑑登録が自動的に抹消になります ～

- 婚姻などにより氏名が変更になり、登録印鑑が不適當となった場合
- 他の市町村へ転出した場合
- 死亡した場合
- 禁治産宣告を受けている者及び成年後見人に該当している場合

～お問合せ先～

町民課お客さま窓口係
TEL0166-87-2111(内線134)

